

S-PULSE DREAM FIELD

株式会社エスパルス エスパルスドリームフィールド静岡 利用規約

〈第1条〉名称

当施設は「エスパルスドリームフィールド静岡」(以下、SDF 静岡と記す)と称します。

〈第2条〉所在地

SDF 静岡は、静岡県静岡市駿河区恩田原 2-4 を所在地とします。

〈第3条〉目的

SDF 静岡は株式会社エスパルス経営のサッカー・フットサル施設として立地し、エスパルスサッカースクール会場、エスパルスアカデミーあるいはチーム登録制でのフットサル事業の運営などを行ないます。

当施設は、サッカー・フットサルに関わらず、地域の方々のスポーツ・健康増進の場の提供や、様々なイベント開催の場として活用いただくことを目的とします。

〈第4条〉利用者資格

本規約および別途定める「施設利用時の諸注意」の遵守を誓約された方、利用ルールとマナーを重んじ、施設利用者間、あるいは施設スタッフ(レフェリー含む)との友好関係を維持・推進できる方。また、通常活動中に起こると想定される傷害等に、利用者自身で備えができる方。なお、中学生以下の方が施設を利用する際は、親権者またはチーム代表者(成人の責任者)の同伴を原則とし、利用時間内は親権者またはチーム代表者(成人の責任者)に全責任を負っていただきます。

〈第5条〉利用者資格の喪失

施設利用マナーが著しく悪い方(チーム)、施設スタッフ(レフェリー含む)の指示に従っていただけない方(チーム)、受付時の誓約に違反することが判明した方、及び「反社会的勢力」との関りが判明した方には当施設の利用を禁止することができます。

〈第6条〉利用の制限

エスパルスサッカースクールやイベント、大会等のスケジュールまたは施設の保守管理作業などにより、その利用を制限する場合があります。また、予期せぬ気象状況、社会情勢、ウイルス感染予防などで施設の利用が不可能と思われる場合、SDF 静岡の判断により利用を制限することがあります。

〈第7条〉免責事項

利用者は SDF 静岡施設の利用に際して生じた不利益、盗難、傷害その他の事故等について、SDF 静岡に対し損害賠償を求める事は出来ません。また SDF 静岡は一切の損害賠償の責を負わないものとします。プレー以外の接触は暴力とみなし、それに伴い発生した怪我や、物損については一切の責を負わないものとします。

〈第8条〉チーム登録制度

SDF 静岡はチーム登録制度を有し、所定のチーム登録申請書にて申込み、年間登録料の支払の後、SDF 静岡の承認をもって、SDF 静岡登録チーム(メンバー)となることができ、各種メンバーのサービス

利用が可能となります。申請されたチーム名称が著しく品位を欠くもの、あるいは宗教色の強いものまたは反社会的であると判断された場合は、名称の変更を要請するものとします。なお、チーム登録申請手続きの際、5名以上20名以下のチームの構成要員の届出が必要であり、構成要員の届出内容に変更等が生じた場合は、すみやかに SDF 静岡に申請するものとします。SDF 静岡は自由な裁量によりチーム登録の申請を承諾し、または承諾しない事ができ、承諾しない場合にはその理由を示す必要のないものとします。

〈第9条〉登録チーム(メンバー)資格の有効期間

登録チーム(メンバー)の有効期間は、SDF 静岡が登録申請を承認した日より1年間といたします*。

※高校生以下区分登録の有効期間は、SDF 静岡が登録申請を承認した日の当該年度(4月1日~3月31日)となります。

〈第10条〉登録チーム(メンバー)資格の更新

登録チーム(メンバー)は、その有効期間を越えて引き続きチーム登録を希望する場合、所定の更新料を支払い、有効期間を1年ごと更新する事ができます。

〈第11条〉登録チーム(メンバー)資格の抹消

登録チーム(メンバー)が各利用料を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合および本規約に違反した場合、チーム登録申請内容に虚偽が判明した場合、又は他の会員、第三者に迷惑を及ぼし当施設の秩序を著しく乱した場合、第5条に該当する事案が判明した場合は SDF 静岡の判断により、登録チーム(メンバー)の資格を抹消する事ができるものとします。またその際、登録料の中途返金はいたしません。

〈第12条〉登録内容の変更手続き

チーム登録手続きの際申請した内容に変更が生じた場合、すみやかに SDF 静岡に申請し、SDF 静岡の承認をもって変更ができるものとします。なお、登録内容に虚偽申請が判明した場合、第11条を適用するものとします。

〈第13条〉未登録チーム(ビジター)の施設利用

SDF 静岡は登録チーム(メンバー)以外の団体及び個人への施設利用を認めず、ただし、SDF 静岡登録チーム(メンバー)の施設利用を優先し、未登録チーム(ビジター)についても予約が必要となります。

〈第14条〉施設の休業日

SDF 静岡は施設の保守、点検等で必要の範囲内で休業する事があります。

〈第15条〉規約改正

本規約の改正および規約記載外事項の運営等に関しましては、SDF 静岡が検討し、決定、実施いたします。

〈第16条〉発効

本規約は、2021年10月1日より発効するものとします。